

令和2年5月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和2年5月25日（月）午後2時30分

場所：分庁舎2階 会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和2年5月25日(月)、分庁舎2階会議室に招集する。

「新型コロナウイルス感染の防止のため、農業委員のうち会長、職務代理、地区農地協議会正副会長の計8名により縮小して開催するもの。

出席委員は、次のとおり

1 番	神 崎 享 子	8 番	古 谷 修 一
2 番	渡 貫 直 正	9 番	桐ヶ谷 慶 導
3 番	吉 原 豊	10 番	齋 藤 義 治
4 番	熊 山 直 行	14 番	山 口 貞 雄

欠席委員は、次のとおり

5 番	宮 治 潔	18 番	宮 治 時 男
6 番	上 田 洋 子	19 番	與 安 義 昭
7 番	井 上 哲 夫	20 番	加 藤 登
11 番	渡 邊 文 雄	21 番	佐 川 俊 夫
12 番	飯 田 芳 一	22 番	佐 藤 智 哉
13 番	田 代 恵美子	23 番	鈴 木 隆 弘
15 番	漆 原 豊 彦	24 番	浅 場 宣 靖
16 番	櫻 井 一 雄	25 番	福 岡 則 夫
17 番	佐 藤 賢 一		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	嶋 田 勝 弘	主幹	草 柳 真 治	上級主査	伊 藤 洋 一
主任	森 大 晃				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 11号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 3 報告第 6号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて
- 日程第 4 議案第 12号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について
- 日程第 5 議案第 13号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 6 議案第 14号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 7 議案第 15号 非農地証明願について
- 日程第 8 報告第 7号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について
- 日程第 9 議案第 16号 藤沢市農地利用最適化推進委員候補者の決定について

開会 午後2時30分

事務局（嶋田勝弘事務局長） 定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。農業委員総数15名、出席者8名でございます。出席委員数が委員総数の過半数を満たすため、本総会は成立していることを御報告いたします。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今月も、新型コロナウイルスで日本の経済が停滞をしている状態でございます。農業においては、野菜や食料品などは、逆に販売が伸びているようでございますが、価格もかなり上昇していると聞いております。その中でも、直売所などは混雑をしていると聞いております。密を避けるための制限等が要因のようでございます。

逆に農業法人と言われるような大きな農業経営者の方、学校あるいは飲食店に納入されている方は、かなり売上げが落ちているということも聞いております。同じ農業でも、形態によって内容がかなり違っているのだということを感じております。

緊急事態宣言も、きょう（5月25日）には解除されるようなことが言われております。これから先、どのような時代が来るのか、見当もつきませんけれども、景気自体、よくなる気配はまだまだありませんし、失業者の増加、倒産、廃業が、今まで以上に増えることは確かなようでございます。

これから、各企業の決算が行われますが、赤字決算が増えて、個人の収入も減少することも確かなようでございます。

そうすると、来年以降の日本国全体の税収もかなり減少して、景気の持ち直しには何年もかかるのではないかとということが、現在、不安視をされております。

そういう不安の中で、これから新しい時代に入って行くわけでございますが、考えてみますと、この「新型コロナ」が一つの時代の境目というようなことも感じられるところでございます。

それでは、5月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

事務局（嶋田勝弘事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますけれども、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、3番の吉原 豊委員と4番の熊山直行委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

地区、六会・長後。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。従事者、3名。所有面積、216a。耕作面積、239a。譲渡人、住所氏名、記載のとおりです。当該農地、地番、地目、地積の順に読み上げます。西俣野字大河

内。全て田現況畑。211㎡、495㎡、330㎡、3筆合計1,036㎡。
権利の種類は、所有権（売買による移転）。申請理由、譲受人、農業経営規模
拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

本件の申請地につきましては、県道菖蒲沢・戸塚線にある「下屋敷」交差点
から南東に約1kmの農地になります。

資料は1ページをお開きください。

現地におきまして、5月12日に譲受人御本人と地区農地協議会会長の桐ケ
谷委員と事務局の森で立会いをいたしました。

譲受人は、植木の生産・販売を中心に農業経営を行っており、このたび、農
業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

申請地につきましては、地被類とポット樹木の置場にする計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすもの
と考えております。

事務局からは以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

他に意見はございませんか。

熊山委員。

4番（熊山直行委員） これは、地図に「㊦」とありますが、パーキングですか。

9番（桐ケ谷慶導委員） これは駐車場、前に違反地だったらしいのですが、現在は
麦をまいてあります。ここは駐車場に使っていて広がったのを、少し狭くする
ようにという事務局の指導で、今は狭くなっています。

4番（熊山直行委員） それで、駐車場になっているんですか。

9番（桐ケ谷慶導委員） 今は、砂利を敷いてあるだけです。

4番（熊山直行委員） 実は今、ほかのことで相談を受けていて、農地けれども、
砂利を敷いてあって、そこを売買するというので、多分来月には上がってく
ると思うけれども、その砂利敷きの程度はどのぐらいならよいのでしょうか。

議長（齋藤義治委員） 伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） その農地で行う農業のために必要な広さであると認

められる部分に関しては、農地の一環として見ることができます。要は、通路や駐車場が、その農地のために、農業のために必要な広さ、分量であるとみなすことができるものについては問題ないです。

例えば植木屋さんの場合だと、中に乗り入れてクレーン等で作業をすることを考えると、普通の畑よりも車両が入る部分は多く必要になりますので、そういう状態が見受けられる中では問題ないです。

ただ、普通の畑、野菜の畑で、植木屋さん等と同じ広さを通路として使うということであれば、それはおかしいという話になるので、その農地の中で必要な広さ、分量であると認められれば大丈夫だということになります。

4 番（熊山直行委員） そういう話で相談を受けたので、多分来月には上がってくると思います。

議長（齋藤義治委員） 実際の状況がよくわからないのですが、どういう状況になっているのか、説明してくれますか。

事務局（伊藤洋一上級主査） 今回の場所に関して言いますと、道路に面してかなり大きな駐車スペースが砂利敷きでありました。

議長（齋藤義治委員） かなり大きいというのは、何坪ぐらいありますか。車を何台ぐらい置けそうですか。

9 番（桐ヶ谷慶導委員） 10 坪分ぐらいあったらしいです、初めは。

事務局（伊藤洋一上級主査） 多分ですけれども、乗用車で言ったら4台ぐらいは入るようなスペースでした。

議長（齋藤義治委員） それが砂利敷きになっていたということですね。

事務局（伊藤洋一上級主査） そうです。

9 番（桐ヶ谷慶導委員） それを、事務局からの指導があつて、自分が使う分だけにしていらしいです。

事務局（伊藤洋一上級主査） 今回に関しては、営農計画書を見てもらうとわかりますけれども、この場所は、今後、地被類、ポット樹木等の置場にすることなので、ある程度大きな車で乗り入れて、そこで積むという作業があるので、普通の軽自動車、軽トラがとまる1台分では足りないので、必要最低限の面積

としています。

4 番（熊山直行委員） この案件のそれは理解できるのですが、ほかのことで同じような相談を受けたものですから、今パーキングになっているので、農地の売買ができるのかどうか、それを聞きたかったところです。

議長（齋藤義治委員） その「必要な面積」というのは、先ほど言ったように野菜畑、植木畑等の畑によって必要な面積は違ってくるということですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） 違ってきます。通常野菜畑の場合は、軽トラ1台分ぐらいまでは、特に何も言わないのですが、通路を余りにも長くとっていたり、大きい駐車場の場合には、話を聞きに行ったりすることもあります。

議長（齋藤義治委員） それは、あくまでも見た目であって、基準はないということですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） そういう明文化されたものはないです。

1 番（神崎享子委員） もし相談を受けて、斜面があるから、その斜面の登り口と1台分ぐらいは……、と言われたら、それは、こちらとしては、農業委員会に相談してくださいと言えればいいですかね。

事務局（伊藤洋一上級主査） 委員さん各自では判断がつかないということになれば、やはり一度は委員会に相談してもらったほうがいいのではないかとお思います。

議長（齋藤義治委員） そうなってくると、かなり漠然とした数字になってしまいますね。例えば植木屋さんでも、大きくやっていて大型車両が入ってくるようなところは、かなりの広さが必要だし……

4 番（熊山直行委員） そうですね。

議長（齋藤義治委員） 野菜をやっているところでは軽トラックがとまれればいいというような感じになってくるし、その辺はどうですか。

2 番（渡貫直正委員） これは、今は経営の実態に合った面積を確定してくれるというか、例えば花の場合も、集荷は4トン車ですから、場所によってはこういう問題が出てきていて、以前よりは国も優しくなって、そういうのは認めますよという感じだから、今、会長がおっしゃったように、そこの経営実態、それと

配送のシステムに合わせて考慮していくということですかね。

4 番（熊山直行委員） 有効利用として、しょうがないのではないのでしょうかね。逆に植木屋さんの畑で軽トラでないとだめだということであれば大変だし、野菜をやっている人が、大型が入るような道路をつくと、野菜の栽培面積が減って収益も減ることになるので、それは、その利用実態に合わせて判断していくということですね。

2 番（渡貫直正委員） 一律に、ここまでしか認めないというのではなくて、その経営実態によって認めてもらえるということですよ。

事務局（伊藤洋一上級主査） そうです。

議長（齋藤義治委員） 今回も、これは全て農地として売買ということですよ。

事務局（伊藤洋一上級主査） そうです。

議長（齋藤義治委員） 要するに駐車場の部分だけ雑種地扱いで売買をするわけではないですよ。

事務局（伊藤洋一上級主査） そうではないです。

当初、そういう話になるおそれもあるので、譲受人さんといろいろ話をした中で、そこら辺の話が出てきまして、必要に応じた面積、分量を認めてもらえなかったら、その農地としての利用価値が下がってしまうことになるのではないかということもあって、それで、事務提要等を調べた中で、「必要な面積として見ることができる部分を農地と見るのは差し支えない」と出ていました。

議長（齋藤義治委員） それと、さっきも言われたように、経営によって面積的なものは変わる可能性はありますよね。――わかりました。

こういう機会ですから、ほかに何かありませんか。

――
――

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第10号について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第10号について、許可することに決定をい

たします。

次に移ります。 日程第2、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明いたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。譲渡人、住所氏名、記載のとおりです。経営面積、62a。耕作者、同左人。当該農地、地番、用田字御手洗水、1筆。地目、畑。地積、1,823㎡のうち326.39㎡です。内容は、使用貸借権設定、自己住宅です。農用地区域除外、平成2年3月31日。農地種別は第2種農地です。

本件の申請地につきましては、県道丸子・中山・茅ヶ崎線にある「新用田辻」交差点から北東に約320mの土地になります。

資料は3ページをお開きください。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断いたしました。

譲受人は、現在、横浜市泉区の賃貸住宅に居住しておりますが、子どもができ、現在の間取りでは手狭な状況であり、また、将来両親の面倒を見るため近隣にいる必要があり、当該地に分家住宅を建築するための転用を行うものです。

申請地は、東側及び南側が譲渡人所有の農地、西側が道路、北側が農地となっております。東側及び南側の譲渡人所有の農地との境界には、地上高30cmでコンクリートブロックを3段新設し、一部駐車場スペース横は、地上高が10cmで、同じく3段の新設により、土砂等の流出を防ぎます。

北側農地との境界には、同様にコンクリートブロック3段を新設し、一部地上高5cmのRC擁壁を新設し、土砂等の流出を防ぎます。

西側の道路に対しては、特に設置物はありませんが、最大で2m弱の高低差があるため、勾配を30度以下にし、法面に芝を張り土がこぼれないように施

工します。

敷地内は転圧のみとし、雨水については、浸透マスを設置し敷地内浸透処理とします。汚水については、合併浄化槽を新設し、オーバーフロー分を道路側溝に接続し、排水します。

現地において、譲受人、代理人、地区農地協議会会長の熊山委員、佐藤賢一委員及び事務局の伊藤と面談し、周辺に残る農地に影響がないよう十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

何か御意見はございませんか。

一つ確認ですが、「内容」として、「使用貸借権設定」の下に「自己住宅」と書いてありますけれども、前は「分家住宅」や「農家住宅」という区別があったのですが、「自己住宅」という区別もあったのでしょうか。

1 番（神崎享子委員） そもそも親子ですね。

議長（齋藤義治委員） 親子だから、本来は分家住宅ですね。

事務局（伊藤洋一上級主査） 分家ですね。

事務局（草柳真治主幹） 済みません、前に「分家住宅」、「自己住宅」と書き分けていたときの記憶がないのですが、明確な決まりは特にございません。

議長（齋藤義治委員） 間違いはないと思いますが、調べておいてください。

事務局（草柳真治主幹） はい。

議長（齋藤義治委員） 何かほかにご覧ませんか。

9 番（桐ヶ谷慶導委員） 奥さんの親ですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） そうです。

議長（齋藤義治委員） よろしいですか。

9 番（桐ヶ谷慶導委員） はい。

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 11 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第11号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第3、報告第6号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて」、説明いたします。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、大庭字聖ヶ谷、3筆。地目、全て畑。地積、470㎡、267㎡、9.91㎡となっております。

内容は、所有権移転で、太陽光発電設備として申請していたものですが、東京電力及び経済産業省の調整・許可が進まず、先に資材の納入が始まってしまったような状態になったので、今のままでは太陽光発電設備を継続することが困難になったために取り下げるという話になりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等ございましたらお願いをいたします。

この案件は、私と神崎さんが一緒に行って現場を見てきましたけれども、皆さんに相談というか、考えていただきたいのですが、そのときには、すぐにも太陽光発電の許可がおりるようなことを言っていました。それが今回、「東京電力と経済産業省の調整・許可が進まず」と言っていますけれども、これはどういうことですか。

1番（神崎享子委員） 事務局の説明の前に、皆さんにお話ししたいのは、見るからに、ここに太陽光発電設備をつくる必要があるのかと疑問に思えるようなところでしたし、太陽光発電というのは、そんなにすぐに許可がおりてできるものなのか、私たちには疑問がありましたけれども、全部整っていたので、農業委

員会に案件として上げてOKをもらわざるを得なかったのですが、場所的に、農業ができなくなったから、ほかへ売って、農地転用というところが最初にありきだったのではないかと思うところがありました。

議長（齋藤義治委員） その辺はどうですか。

14番（山口貞雄委員） そのとき、資材はどうなっていたんですか。

議長（齋藤義治委員） そのときは、まだ来ていなかったですね。

1番（神崎享子委員） これは、よくわからないのは、「資材の納入が先行したため」というのは県は許可が下りる前に納品されているということでしょうか。

議長（齋藤義治委員） 何も置いていないですよ。

9番（桐ヶ谷慶導委員） 許可がおりの前に来たということですかね。

事務局（伊藤洋一上級主査） そうですね。

議長（齋藤義治委員） 「納入が先行した」と書いてあるけれども、当該地には資材などは来ていなかったですね。

1番（神崎享子委員） その人の農地だけではなくて、その隣も、そのあたり一帯が同じような状態で、本当に許可どおりの使い方をしてくださいねと、念押しをしたくなるような場所でしたね。

9番（桐ヶ谷慶導委員） これは、半分は総会に出ましたよね。

議長（齋藤義治委員） 半分は出ました。

9番（桐ヶ谷慶導委員） ただ、この人は高齢で、要するに手が回らないんですよ。

議長（齋藤義治委員） そうですね。

9番（桐ヶ谷慶導委員） 息子さんも、たしかやっていないはずですよ。

議長（齋藤義治委員） 要するに、最初から転用ありきの売買みたいな感じでしたよね。

1番（神崎享子委員） 最初から、そういう感じでしたね。

議長（齋藤義治委員） 太陽光発電なんかできないだろうと……。

1番（神崎享子委員） 太陽光発電をしたところで、今、発電のお金も下がっているし、やっていくことはできないのではないかと。しかも、農地を持っている人が太陽光発電をするのであればともかく、わざわざ買ってまでするには、ちよっ

と首をかしげるような場所でしたね。

事務局（伊藤洋一上級主査） 今お話があったとおりで、本来ですと、許可・調整等全て終了して、経産省からも既に認可がおりているものに関してやっていくのが筋でしたけれども、どうしても時間的に急がなくてはいけないということがあって、前回、申請を受けたときには、あと、そこだけを済ませればできるという話でしたのでやりましたけれども、結果このような形になったので、今後に関して言いますと、確実に全部整っていないものはお受けしないという形でやっていかざるを得ないというのがありますが、前回のところでの事務局の判断としては、そこの部分だけを残して、あとはすぐに、要は県からの許可がおりるまでの間で調整は整うというような話でしたのでお受けしたような形です。

議長（齋藤義治委員） これは、結局白紙になるんですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） 白紙になります。今、県では許可をおろしておりません。承認までは行っていますけれども、経産省などの許可、認可とか調整が整わない限りは、県として許可を出せるところまで行かないので、ずっと保留になっていました。そこの部分をいつまで保留にしておけばいいのでしょうかというのを確認している中で、今回は取り下げますという話になりましたので、許可がおりないまま取り下げになっています。

それで、これに関しては、譲受人、譲渡人双方の署名で取り下げの願いが出ていますので、譲受人だけが進めている話ではないです。

1 番（神崎享子委員） それは譲り渡してあるのでしょうか。

事務局（伊藤洋一上級主査） 譲り渡していない形になります。そこもひっくるめてということです。

1 番（神崎享子委員） それでは、もとの農地のままですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） そうです。農地のままです。

それで、一応会長と、今の現地の状態を確認に行きましたけれども、パネルの置き場になると言われていた場所は、特に転用も行われていません。隣の資材置場のほうは、若干始まっていたけれども。

議長（齋藤義治委員） 取り下げの申請は、双方の署名で来ているんですね。

議長（齋藤義治委員） それでは、ほかにはないようでございますので、報告第6号を終了いたします。

次に移ります。

日程第4、議案第12号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） それでは、日程第4、議案第12号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について」、一括して説明をさせていただきます。

番号11は、用田で36aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分で、当該地では米を作付けしていく予定となっております。

番号12は、このたび、藤沢市に新規参入される農事組合法人の新規借受分で、資料は6ページからとなります。

こちらの法人は、長野県を拠点とする法人で、現在、長野県、茨城県、千葉県において、主にジャンボニンニクの栽培を行っております。

将来的に、次世代を担う人材育成に力を入れていきたいと考えており、他県に規模を拡大していく方針とのことです。

藤沢市では、水耕栽培によるメロンを中心に作付けしていく予定となっております。現地にて、漆原委員と面談を行い、就農計画について確認をしております。

番号15は、亀井野で27aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分で、当該地ではブロッコリーなどを作付けしていく予定となっております。

番号18は、打戻で61aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分で、当該地では、酒米を作付けしていく予定となっております。

その他は、全て更新借受分となっております。

なお、利用権設定を行う農地については、全て現地確認を行い、特段問題はありませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

何かほかに御意見等がございましたらお願いいたします。

神崎委員。

1 番（神崎享子委員） 資料の 7 ページで、斜線が引いてあるのは、これは、ここに何も書かなくてもいいということですか。

事務局（草柳真治主幹） これは、就農状況、計画等について新規就農者に書いていただく形ですけれども、今回は農事組合法人、農業者の方の組合という話ですので、研修等は特に行っていないということで、こちらは割愛させていただいているところです。

1 番（神崎享子委員） それで、「農業労働力」として記載のある 3 人の方は、どこか藤沢以外のところでやってきた方ということですか。

事務局（草柳真治主幹） 「農業労働力」のところは、正式には役員の方の名簿ですけれども、この方たちは、佐久市で従来から農業をやっている方ということです。実際にこちらで農業をされるのは、8 ページに「労働力」として記載のお三方がやるということで、一番下に記載の方が「代表者」で、その上に記載のお二人が「従事者」ということで聞いております。

1 番（神崎享子委員） 佐久市で認められているから、藤沢市では、当事者の知識や技能等について確認する必要はないということでしょうか。

事務局（草柳真治主幹） そこまで要求はしませんでした。

1 番（神崎享子委員） そこまでは要求しなくてもいいと。

事務局（草柳真治主幹） ただ、佐久市の農業委員会には電話で確認をいたしまして、この法人自体は、まだ立ち上げて間もないということですが、代表の方につきましては、農業経営についても問題はないという回答を得ているところです。

1 番（神崎享子委員） ただ、法人を立ち上げてから間もないということと、佐久市から藤沢市というのは場所的に遠いので、佐久市の方たちの指導力が藤沢まで及ぶかどうかはわかりませんよね。

事務局（草柳真治主幹） 今回この話があったときにも、こちらでは遠いのではないかというお話はさせてもらいましたが、Mさんを含めて法人の方たちは、こちらに足しげく通っておりますので、そこら辺については、特に問題はないという回答はもらっております。

1 番（神崎享子委員） この場所、当該地の周りの方とか、農業委員さんでもいいのですが、そういう方との連絡はついているのでしょうか。

事務局（草柳真治主幹） 農業委員さんも含めて、周りの方たちには連絡はしてもらっています。

それで、ここの農地は、もともと荒れていたところなので、正直、きれいにしてくれるという話であれば、いいのかなとは思っています。

1 番（神崎享子委員） なるほど、そういうところですね。

事務局（草柳真治主幹） 最初に話が来たときには、購入をしたいということでしたが、いきなり購入はどうかなというところで、まずは利用権からやってみてはいかがですかという話で、この申請に至っております。

議長（齋藤義治委員） この法人は、設立してまだ間もないということですが、設立したのはいつですか。

事務局（草柳真治主幹） 設立してからは、まだ1年、2年しかたっていないようです。

1 番（神崎享子委員） 8ページの「農地の取得方法」というので、「組合員所有地の借上げ」と書いてありますけれども、この組合員というのは何の組合ですか。

事務局（草柳真治主幹） 組合員というのは、農事組合法人の組合員ということだと思います。

1 番（神崎享子委員） 農事組合法人の組合員は、藤沢市の住民ですか。

事務局（草柳真治主幹） この法人が実際に借り上げている農地は、まだ佐久市だけのようです。

1 番（神崎享子委員） これは佐久市に関しての話ということですね。

事務局（草柳真治主幹） はい。

議長（齋藤義治委員） これから、水耕栽培でメロンをやるということですが、かな

りの投資が必要ですよね。

8 番（古谷修一委員） 水耕だから、かなりの設備投資をしないとだめでしょうね。

4 番（熊山直行委員） ハウスを建てますよね。

事務局（伊藤洋一上級主査） ハウスを建てるということです。ハウスを建てるために、今説明があったように、荒地だったので、一応抜根なども全部済ませていますけれども、ハウスを建てるための造成を今後、来月以降行いまして、そこにハウスを建てるという話を確認しています。

1 番（神崎享子委員） 水利組合の人たちとも話ができているということですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） 周辺の方とは、そういう組合も含めて話、調整をしているということは聞いています。

1 番（神崎享子委員） 水耕栽培は水がなければできないですよ。

議長（齋藤義治委員） 井戸を掘るんじゃないですか。

1 番（神崎享子委員） 井戸が掘れるところですか。

9 番（桐ヶ谷慶導委員） 水耕というのは循環だからね。

1 番（神崎享子委員） 立石のイチゴ屋さん場合は、井戸を掘っても、水質のいいのが出て来ないので、水道を引いているんですよ。これは、井戸を掘れば大丈夫なところですか。

9 番（桐ヶ谷慶導委員） 今、掘り抜きで掘れば同じですよ。

4 番（熊山直行委員） いや、掘り抜きだって、水質が違う、全然違うね。

9 番（桐ヶ谷慶導委員） それは、掘ってみないとわからないということですね。

8 番（古谷修一委員） 約2反ぐらいあるから、かなりの大きさのものができるとい
ようね。お金は、設備費はかなりかかるとおもいますがけれどもね。

議長（齋藤義治委員） これで、労働力はどうするんですか。向こうから連れてくる
んですか。

事務局（草柳真治主幹） 相模原に住んでいる方が、主に農業従事者としてやるとい
うことで聞いています。

議長（齋藤義治委員） なるほど。

1 4 番（山口貞雄委員） ちょっとお聞きしたいのですが、農業法人の場合、実際に

やっていたというのは電話確認だけで、要は新規就農の場合には、いろいろ経過があって、研修が終わって、それから新規就農ということですよ。

事務局（草柳真治主幹） そうですね。

14番（山口貞雄委員） その場合と比較すると、電話連絡だけで確認して、うそは言わないと思いますが、その確認だけで、法人と名乗れば話は通りやすくなるというのはいかなもののでしょうか。

事務局（草柳真治主幹） いわゆる一般の新規就農者とは違って、他市で農業をやっているということで確認がとれれば、それは、要件は満たしているという考えでやっていますので、今回の法人については、既に佐久市で農地を借りてやっているということですので、研修等の要件は問わなかったということです。

14番（山口貞雄委員） それは電話だけの連絡ですか。

事務局（草柳真治主幹） 書面でも取っています。

14番（山口貞雄委員） わかりました。

議長（齋藤義治委員） 「将来の農業経営の構想」ということで、「青少年の育成に力を入れていきたい」と書いてあるけれども、「青少年」というのは、具体的にはどのようなことを想定しているんですか。

事務局（草柳真治主幹） そこまでの話は、特に聞いていないのですが、青少年育成というよりは、若い人たち、地元だけではなくて各地の若い人たちとのネットワークをつくりたいということでは言っていたようです。

議長（齋藤義治委員） こういうときに、資金の裏付け等は取るんですか。

事務局（草柳真治主幹） そこまでは取っていないですね。

議長（齋藤義治委員） いわゆる残高証明だとか……

事務局（草柳真治主幹） 農地転用とかの場合には、当然つけていますけれども、今回のように新規参入するに当たって、資金力の確認まではしていません。

議長（齋藤義治委員） ただ、これだけ大きくなると、資金力はある程度知っておいたほうが良いと思うけれどもね。

吉原委員。

3番（吉原 豊委員） 繰り返しになるかもしれないけれども、ここで中心になってや

る人は誰ですか。

事務局（草柳真治主幹） 理事長が、一応中心になって指導等はしていくのですが、実際にこちらでやるのは、8ページに記載の「従事者」のお二方ということでは聞いています。

議長（齋藤義治委員） ここに記載の人も、一番近くて相模原ですよ。

事務局（草柳真治主幹） そうですね。

3番（吉原 豊委員） 現実的ではないな。

4番（熊山直行委員） 軌道に乗れば引っ越してきたりするような話ではないですか。

事務局（草柳真治主幹） 今後、そういう話になるのかどうかまでは、確認はしていないのですが。

8番（古谷修一委員） ほかの従業員はどうするのか、ですよ。

3番（吉原 豊委員） 相模原でも、今は高速があるから30分ぐらいで来ることはできるけれどもね。

4番（熊山直行委員） やろうと思えばできないことはないと思いますね。

9番（桐ヶ谷慶導委員） 本人たちが問題ないと言っているからね。

1番（神崎享子委員） 「有機農法による菜の花」と書いてあるから、耕して菜の花を植えておけば、それでOKだとか……。

4番（熊山直行委員） それは向こうでやっていることでしょうけれどもね。

1番（神崎享子委員） ここにも「菜の花」と書いてあるから……

議長（齋藤義治委員） 新規就農の人が必ず言うのが「ニンニク」ですよ。この辺でニンニクはよくできるものですか。

1番（神崎享子委員） つくり方によって、すごい立派なニンニクが、高いやつができていますね。

4番（熊山直行委員） 結構できますよ。手伝いで掘ったけれども、まあまあですね。ただ、ニンニクの場合は連作がきかないから、結局量はできないですね。量をとったら、今度は次のところがなくなってしまいますしね。

議長（齋藤義治委員） 新規就農の人は、必ず「ニンニク」と言いますよ。

4番（熊山直行委員） 比較的つくりやすいというか……

地区は、全て御所見・遠藤です。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、用田字大河内、1筆。地目、畑。地積、64㎡。内容は、昭和50年頃から自己住宅駐車場敷地として利用し、現在に至る。確認資料は、平成19年航空写真です。現地確認日は、令和2年5月14日です。

続きまして、番号2。申請人、住所氏名、記載のとおりです。当該農地、地番、用田字中根松、1筆。地目、畑。地積、64㎡。内容、昭和50年頃から自己住宅敷地として利用し、現在に至る。確認資料は、平成19年航空写真です。現地確認日は、令和2年5月14日です。

続きまして、番号3。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、葛原字女坂台、1筆。地目、畑。地積、1,851㎡。内容は、平成元年頃から資材置場として利用し、現在に至る。確認資料は、平成19年航空写真です。現地確認日は、令和2年5月14日です。

続きまして、番号4。申請人、住所氏名、記載のとおりです。当該農地、地番、瀬郷字雷、1筆。地目、畑。地積、586㎡。内容は、平成5年頃から農業用倉庫及び自己住宅庭敷地として利用し、現在に至る。確認資料は、平成19年航空写真及び昭和43年建築確認台帳記載事項証明書です。現地確認日は、令和2年5月14日になります。

番号1につきまして、本件の申請地は、県道横浜・伊勢原線にある「新用田辻」交差点から西に約220mの土地になります。

資料は9ページをお開きください。

申請者によると、用田字大河内の土地について、昭和50年頃から自己住宅用駐車場として利用し、現在に至るとのことです。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、5月14日に地区委員の佐藤賢一委員と、事務局の伊藤で現地確認をし、申請どおり自己住宅用駐車場であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

何か意見はございませんか。

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、続きまして、番号3
について説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） 本件の申請地につきましては、市道葛原綾瀬線にかかる
新幹線から南西側に約280mの土地になります。

資料は11ページをお開きください。

申請者によると、葛原字女坂台の土地について、平成元年から資材置場とし
て利用し、現在に至るとのことです。

こちらにつきましては、申請者によると、もともと先代が貸していた土地に、
今使用している方が、その場所を資材置場として無断で転用しまして、最初
のうちは土地代も払っていたのですが、その後、土地代を払うこともなく、何
十年にもわたって、出て行ってほしいという話をしていましたけれども、それ
に応じることもなく、現在に至っているという話で、その部分はずもともと違
反転用の状態でしたけれども、これに関して、土地の所有者自身から、今使っ
ている人を何とか追い出すことができないかという相談が、数年前にも農業委
員会事務局にありました。

その中で、土地の確認をしていったところ、ここが一応転用可能な土地であ
ることがわかったために、今回は、その部分の農地法違反状態を是正するた
めに、農地法の非農地証明を申請した上で、改めて、その土地使用者に対し
て出ていってもらう手続きをしたらどうかと案内したところ、今使っている方
から、一応念書として、元に戻すというか、上物で小屋等を大量につくってい
るのですが、そういったものもどかします、今年中に出ていきますという話が
出てきたことが確認されました。

ただし、念書だけだと、そういうものは無視されてしまうのではないかと
いう話をしたところ、もし、それが今年中に行われなかった場合には、自分の資金を

使ってでもそこを追い出す、強制的に追い出す腹づもりでいますということで、今回は、業者さんの見積書を御自分で取ったそうですけれども、見積書と預金の残高証明もつけて、自分でそれを実現させるだけの資力もありますというものを持ってこられて非農地証明を申請されたということで、今回は受けております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

他に何か意見はございませんか。

2反近くだから、かなり広いところですが、この場所を知っている方はいらっしゃいますか。

熊山委員。

4番（熊山直行委員） 大体はわかるけれども、道が狭くて、ちょっとわかりにくいところですよ。

事務局（伊藤洋一上級主査） そうですね。

9番（桐ヶ谷慶導委員） ここは、ずっと違反として見ていなかったということですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） 車も入らないようなところなので。

議長（齋藤義治委員） ほかに何かございますか。

山口委員。

14番（山口貞雄委員） そういう念書があっても、これだけの資料では、裁判所の執行がなければ出ていかないということはないですか。今までの経過、地代なり使用貸借の内容等いろいろな資料を集めないと、ただ念書だけで、残高証明書があるだけでは、またもとに戻ることもあるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

事務局（伊藤洋一上級主査） もとに戻るかどうかというのはありますけれども、今回やるのが、出ていってもらって農地に戻すのではなくて、少なくとも今の資材置場という状態で、農地としての適正はない、非農地であることを証明することに関しては成立すると思います。

2 番（渡貫直正委員） 今回は非農地の証明ですよ。

事務局（伊藤洋一上級主査） そうです。

1 4 番（山口貞雄委員） そういうことですね。

4 番（熊山直行委員） 非農地にして売るとか何か、そういう目的があるのではない
でしょうかね。

1 4 番（山口貞雄委員） 初めの説明だと、出ていってもらうために、何かいい知恵
はないですかと農業委員会に相談があったというような話でしたよね。

事務局（伊藤洋一上級主査） そうです。最初はそういう話でした。

1 4 番（山口貞雄委員） だから、今までの状況を考えると、その念書ぐらいでは、
そんなに甘くないだろうと、そういう話ですよ。

事務局（伊藤洋一上級主査） そうですね。

議長（齋藤義治委員） こういうケースは、あちらこちらで時々見られますので、気
をつけたほうがいいですよ。

1 4 番（山口貞雄委員） 今まで農業委員会が非農地として許可をして、地主さんか
ら、貸借等の地代を払ってくれないというような相談を受けた場合の、農業委
員会の対応としては、どういう対応をしていましたか。

議長（齋藤義治委員） これは、もともとが違反転用、違反ですよ。

事務局（伊藤洋一上級主査） そうです。

2 番（渡貫直正委員） 我々は非農地証明を出すだけですよ。

議長（齋藤義治委員） そうですね。

9 番（桐ヶ谷慶導委員） 念書というのは、そこを使っている人が「出ます」という
念書ですよ。

事務局（伊藤洋一上級主査） そうです。

議長（齋藤義治委員） それは当事者同士の問題ですからね。

4 番（熊山直行委員） 当事者同士の話で、農業委員会は関係ないということですよ。

9 番（桐ヶ谷慶導委員） それで、もしそれが出ていかなかったら、所有者が自分の
お金を使ってでも出ていってもらおうということですよ。

事務局（伊藤洋一上級主査） そういうことです。

確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

他に何か意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第15号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第15号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第8、報告第7号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） 本件につきましては、まず13ページが「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出」でございます。

藤鶴・村岡・明治地区が4件となっております。

続きまして、14ページから15ページまでが、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が5件、藤鶴・村岡・明治地区が1件、合計6件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたらお願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第7号を終了いたします。

次に移ります。

日程第9、議案第16号「藤沢市農地利用最適化推進委員候補者の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 「藤沢市農地利用最適化推進委員候補者の決定について」です。議案書は16ページになります。

藤沢市農地利用最適化推進委員候補者につきましては、4月27日に開催しました選考委員会にて選考いただきましたので、選考結果を、選考委員長から御報告いただきたいと存じます。

よろしく申し上げます。

選考委員長（渡貫直正委員） それでは、まず選考過程について御説明いたします。

4月27日に開催いたしました選考委員会では、藤沢市農地利用最適化推進委員募集の結果、御所見・遠藤地区では、定員5名に対し推薦5名、六会・長後地区では、定員4名に対し推薦4名、藤鶴・村岡・明治地区では、定員2名に対し推薦2名で、合計定員11名に対し11名の推薦があった旨の報告が、事務局よりございました。この11名について審査をいたしました。

近年、数は少ないものの不祥事も見られ、一層襟を正していこうという意見がありまして、警察関係の調査はもちろんのこと、農地法違反の有無の確認、人となりについて質疑、意見を交わしましたが、問題は見られませんでした。

また、会の運営における推進委員の役割についても、今期と同様に、との要望がありましたことを申し添えておきます。

委員会といたしましては、各地区から推薦されていることに重きを置き、11名全員を全会一致で藤沢市農地利用最適化推進委員候補者に選考すべきといたしました。

それでは、選考結果を御報告いたします。

藤沢市農地利用最適化推進委員候補者として選考いたしました11名の氏名

を読み上げます。生年月日、住所、履歴事項は議案書のとおりです。

御所見・遠藤地区。落合喜治さん、北村利夫さん、吉川誠さん、櫻井一雄さん、宮治時男さん。

六会・長後地区。佐川俊夫さん、佐藤智哉さん、澤野孝行さん。平川勝昌さん。

藤鶴・村岡・明治地区。神崎享子さん、福岡則夫さん。

以上で藤沢市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の報告を終わります。

以上であります。

議長（齋藤義治委員） 説明が終わりました。

ただいまの議案のとおり農地利用最適化推進委員候補者を決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第16号について、承認することに決定をいたします。

なお、農地利用最適化推進委員につきましては、新農業委員会委員の初総会において決定、委嘱をいたします。

以上で、本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

事務局から、何か報告事項等ございますか。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 何点か御報告をさせていただきます。

事前にお配りしました「令和3年度農地等利用最適化推進委員施策等の改善に係る意見、提案について」でございますけれども、毎年市長に対して意見を上げておりますが、ことしも例年どおり意見、提案をしたいと考えております。

つきましては、各委員の方から御意見等をいただきたいので、6月10日までに事務局へファックス、郵送あるいは電子メールで御意見をいただきたいと思っております。

それと、事前にお配りしました通知では、例年行っております小委員会は開催しないことで考えていたところですが、今、非常事態宣言が解除にな

る予定だと聞いておりますので、小委員会の開催についても、今現在検討しているところです。また、やり方については改めて御通知をさせていただきたいと考えておりますので、その点については、御了承いただきたいと思っております。

もう一点、「藤沢市農業委員会親睦会規約の改正について」ですけれども、以前、地区協などにおきまして、皆様方が御負担いただいている負担金を1万円から5,000円に減額してはどうでしょうかということで御提案をさせていただきましたけれども、特に御異議等はありませんでしたので、正式に規約を1万円から5,000円に変えさせていただきたいと考えております。

この点につきまして、皆様から何かございますでしょうか。――なければ、正式に規約を改正させていただくということで、よろしいでしょうか。

「異議なし」の声多数

それでは、変えさせていただきます。よろしく申し上げます。

それと、令和2年度「緑の募金」運動への協力についてです。

こちらは、毎年「緑の募金」の協力依頼が入るに当たりまして、例年親睦会費から1人当たり100円ということで2,500円を募金させていただいているところですが、ことしも、また依頼が来ましたので、例年どおりの取り扱いとさせていただくことでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声多数

ありがとうございます。例年どおりの取り扱いとさせていただきます。

先ほどの小委員会の関係もそうですけれども、非常事態宣言が解除されて、6月以降の総会のやり方、あるいは地区協のやり方につきまして、従来どおりの扱いにさせていただきたいと考えているところですが、いろいろ調整が必要になってきますので、また改めて全委員さんに御通知をさせていただきたいと思っておりますので、それまでお待ちください。よろしく申し上げます。

それと最後に、先月「市民農園にトイレをつくれるのかどうか」という御質問がありましたけれども、改めて県の農地課に確認しましたところ、従来、いわゆる農家さんが設置するトイレにつきましては、基本的には、農業用施設として考えるので、農地法の転用の許可は必要ない、許可不要という扱いです。

れども、市民農園に設置するトイレ、いわゆる特定農地貸付法に基づく市民農園のトイレにつきましては、その農業者の方が設置するトイレとは意味合いが異なるということで、基本的には農地転用の許可が必要になるという回答をもらいました。

ですので、例えば農振農用地とかでは許可が出ないという話になってきます。2種、3種であれば建てられるという話になってきますので、その点について、一応御承知おきいただければと思います。

市民農園にも、大まかに分けると制度が2つありまして、今言いました特定農地貸付法によるものが、藤沢市の市民農園では大多数を占めていますけれども、それとは別に市民農園整備促進法に基づく市民農園もあります。藤沢市だと遠藤にある「ふれあい農園」がそれですけれども、これにつきましては、トイレや休憩所を設置しなければいけないということですので、その市民農園は、トイレを設置することはできます。けれども、特定農地貸付法上のトイレにつきましては、許可が必要だということで御承知おきいただければと思います。

今の点で何か御質問等ありますでしょうか。

14番（山口貞雄委員） その許可の要件というのは、要するに基準が厳しいとか、なかなか許可がおりない施設とか、申請すればおりますよとか、何かそういう具体的な話を聞かせてください。

事務局（草柳真治主幹） 具体的には、認めないということではないのですが、例えば立地基準とかで言いますと、先ほど言いました農振農用地は基本的に転用の許可が出ませんので、農振農用地に建てたいと言っても難しいという話にはなります。けれども、例えば第3種農地のところでトイレを設置したいと言った場合には、それは許可できるという話になってきます。

議長（齋藤義治委員） これは、人道的な立場から言えば、トイレに行かない人間はいないから、その辺は、農振農用地だからトイレはだめで、第3種農地だったらいいなどというのは、これは時代錯誤ですよ。

9番（桐ヶ谷慶導委員） そのトイレというのは、本格的なトイレを考えているんで

すか。仮設のトイレだったら、置くだけだからね。

議長（齋藤義治委員） どういうトイレを考えているんですかね。

事務局（草柳真治主幹） 仮設のトイレとかだと、基本的には土台などがあるわけではないので、そこは転用の許可が要る、要らないということとは別の問題で、いつでも動かせるわけですから、それは要らないという話になってくると思います。

議長（齋藤義治委員） それでは、要するに完全にトイレということで、浄化槽をつくったり何かするとだめだということですか。

4番（熊山直行委員） それはだめだとしても、簡易トイレぐらい置いてもらいたいですよね。我々の植木畑の中を、隠れてトイレ代わりにされることも結構ありますからね。

2番（渡貫直正委員） これから、働き方改革とかいろいろなことでいろいろな人が来たときに、すぐそばに下水管が流れているわけですから、そういうところにつなぐことができるようにするとか、この間、熊山委員が切実に言われていたけれども、雇う側からしても、トイレの設置、整備は最低限必要なことだと思いますよ。

事務局（草柳真治主幹） 今、私が言ったのは、あくまで市民農園のトイレという話になるので、農家の方が自分で耕作している農地とは異なります。

2番（渡貫直正委員） ということは、普通の農家経営だったらできるということですか。

事務局（草柳真治主幹） 土地所有者本人の耕作に必要と認められるもののトイレについては許可不要となっています。

2番（渡貫直正委員） ということは、できるということですね。

議長（齋藤義治委員） それも、だめだったものが、何年か前に変わったんですよ。

1番（神崎享子委員） できるようになったんですね。

議長（齋藤義治委員） それに、休憩所なども必要ですよ。

事務局（草柳真治主幹） 休憩所やトイレが必要な大規模な市民農園を開設したいとお考えの場合には、先ほど言いました市民農園整備促進法に基づく市民農園と

いうことで誘導していったほうがいいのではないかと思います。

実際に、特定農地貸付法の市民農園でトイレを設置する案件というのは、県下でも余りないようなので、具体的にそういった相談があった場合には、県と調整をしながら進めていく話にはなると思います。

4 番（熊山直行委員） 普通、トイレをつくるというときに考えるのは簡易トイレですよ。その話が多いと思うね。

議長（齋藤義治委員） そうです、簡易トイレですよ。

1 4 番（山口貞雄委員） 完全に基礎を打って直流で流すとか、そういう規模ではないと思いますね。

議長（齋藤義治委員） 簡易トイレというと、よくイベントなどで置いてあるけれども、あれを言うんですかね。それよりも、もう少し高級な……

9 番（桐ヶ谷慶導委員） それと、工事現場に置いてあるようなやつですよ。

議長（齋藤義治委員） もうちょっと大きいのも……

4 番（熊山直行委員） ああいうのは、大きさは決まっているけれども、水洗式もありますね。

議長（齋藤義治委員） 要するに、簡単なトイレだったら、どこに置いてもいいということですね。

事務局（草柳真治主幹） 要は、そこに恒常的に置くようなことになってしまうと、話は別だと思えますけれども、いつでも動かせるような状況であれば……。

議長（齋藤義治委員） ただ、農家でも規模を大きくしてパートの人を使ったりしていると、トイレは必要ですよ。

4 番（熊山直行委員） そうです。

議長（齋藤義治委員） それで、そこはある程度固定化しますよね。

4 番（熊山直行委員） 結局、公共下水も入ったから、そのまま流せるようにしましたけれどもね。

議長（齋藤義治委員） そこで、今回、また市長に意見書を出すわけですがけれども、トイレとか休憩所とか、そういうことも含めて意見書を出してもらえればいいと思いますね。

2 番（渡貫直正委員） 公共下水に接続して、その使用料を払ってもいいんだからね。

議長（齋藤義治委員） 接続すると言っても、安くは接続できないからね。

2 番（渡貫直正委員） 安くはできないですね。

4 番（熊山直行委員） 簡易トイレで汲み取ってもらったほうが安いですね。

2 番（渡貫直正委員） そのほうが安いけれどもね。

議長（齋藤義治委員） ほかに何かございませんか。

市長への意見書というのがございますので、いろいろな細かい意見で結構ですから、皆様方、ぜひとも出していただいて、市長へ届けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして5月の総会を閉会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

閉会 午後4時00分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員（3番） 吉原 豊 委員

署名委員（4番） 熊山 直行 委員